平成２４年（フ）第６６３号
埼玉県蕨市中央５丁目12番１号
破産者　笹島　　斉
１　決定年月日　平成24年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
埼玉県川口市戸塚東１丁目24番５号　サンシティー東川口205
破産者　長屋真理子
１　決定年月日　平成24年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
茨城県水戸市大工町２丁目２番11―201号高橋第二ビル、旧住所茨城県水戸市新荘２丁目13番26号
破産者　相原　智子
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９６号
茨城県笠間市鯉淵6256番地97
破産者　國兼きみゑ
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
北海道旭川市永山９条７丁目５番18号
破産者　加門　泰子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
北海道旭川市大町２条２丁目５番地の53
破産者　大沼マリル又は大沼コラソンこと　オオヌマ・コラソン・ビッグラン・アワ
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
宮城県加美郡加美町宮崎字新上石11番地　町営上石住宅306号
破産者　長廻　正一
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
宮城県遠田郡涌谷町上郡字玉崎山53番地89
破産者　遠藤　賢二
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
宮城県遠田郡涌谷町上郡字玉崎山53番地89
破産者　遠藤すゑ子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
宮城県遠田郡涌谷町字北田159番地６
破産者　佐藤　　洋（旧姓秋山）
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
宮城県大崎市古川李埣２丁目７番32号
破産者　中島　由修
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
山形県寒河江市大字寒河江丙1595番地の３
破産者　志田　　一
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９２号
横浜市港南区芹が谷１丁目31番８号、開始決定時の住所横浜市港南区日限山４丁目７番３号
破産者　平野　幹夫
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２２号
横浜市鶴見区下末吉１丁目２番２号
破産者　今川　美章
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８０号
横浜市緑区青砥町156番地１　ライオンズマンション中山201号
破産者　武田　記代
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８１号
横浜市緑区青砥町156番地１　ライオンズマンション中山201号
破産者　武田　文人
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
長野市稲田２丁目２番26―105号
破産者　柳澤良男こと　全　　良男
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
長野県松本市大字神林2662番地２
破産者　岩間　貴良
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６３４号
愛知県北名古屋市久地野巾立149番地
破産者　エステーヌこと　鷲野　紀子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９３号
名古屋市中区平和２丁目６番22号、開始決定時の住所名古屋市天白区表山１丁目1725番地
破産者　大橋　芳子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部